停留/居留ビザ　　留学ビザ申請（大学・大学院）

1、対象者

中華民國国内の大学、修士課程、博士課程に留学される方

2、必要書類

(1)　旅券：原本とコピー1通（申請時において残存期間6ヶ月以上）

(2)　ビザ申請書：1通

（オンライン登録したもので、パスポートと同じ表記のご署名が必要。未成年者は保護者も署名してください。）

(3)　カラー・背景無地白色の証明写真：2枚（縦4.5cm×横3.5cmのパスポートサイズ、頭頂から顎までの長さが3.2~3.6cmで、申請日前6ヶ月以内に撮ったもの）

(4)　留学先の学校からの入学許可書：原本とコピー各1通ずつ。電子ファイル不可。

原則、進学先の学校に紙原本の郵送を依頼してください。学校側が電子ファイルのみしか発行できない場合、担当者名などがわかる学校からのメールなどをすべて添付して提出してください。

(5)　健康診断書 ：原本とコピー各1通ずつ（原本を確認して、お返し致します。）

※所定の用紙有り。国、公、私立病院の担当医師の署名及び病院のフルネーム印をフォームの表と裏に押印してもらい、「合格」の欄にチェックが入っていることを確認し、申請前にコピー（一部）をとってから申請においでください。

(6)　**【認証が必要な場合のみ】**

最高学歴の卒業証明書及び全学年度の成績証明書：原本1通とコピー2通：

- 卒業証明書/成績証明書の認証が必要な場合は、卒業校の所在地が神奈川県または静岡県にあり、書類に所在地が印字されていることをご確認ください。管轄内の学校で発行された証明書は、認証手続きをビザ申請と同時で行うことができます。

(7)**【「台湾奨学金」の受給者の方】**奨学金証明書原本とコピー1通。

- 原本は確認後その場で返却いたします。必ずコピーを一部つけてください。

(8) 航空券の予約確認書/Eチケット/自作の旅程表：原本又はコピー1通

日付、氏名、便名が明記されていること。予約の確定・発券が困難でチケット及び予約確認書が提出できない場合は出発予定日や搭乗予定の便名などを記載した自作の旅程表でも可。

(9)【未成年申請者(18歳未満)】

- 未成年の申請者は、①保護者の同意書、②パスポートまたは運転免許証のコピー（空白部分に署名必要）1通、③住民票（3ヶ月以内に発行の世帯全員の全部事項証明書）

が必要です。

(10)ビザ費用：最新の手数料一覧表をご参照下さい。

注意事項：

1. 査証申請は本人または代理人が直接窓口にて申請すること。代理申請の場合は代理人の身分証明書とその写し（パスポートまたは免許証またはマイナンバーカード）が必要です（代理委任状不要）。郵送申請は不可です。
2. 居留の場合はビザはシングルのみとなります。（居留証に再入国許可がつくため）
3. **【18歳未満の未成年者】**ビザの申請書の申請者署名横の空欄に保護者の方もサインをお願いいたします。　例）鈴木花子（母）、鈴木一郎（父）
4. 台湾に入国後、15日以内（コロナ検疫期間中は30日以内）に居住先から最寄りの「内政部移民署服務處」で外僑居留證を取得して下さい。
5. 就学（外国人留学生・華僑学生）目的の方に関しては、必ず渡航前に目的に合ったビザを取得してください。ノービザやランディングビザまたは目的とは異なるビザで入国した場合には、台湾現地の外交部領事事務局ではビザの切り替えが出来ません。その場合には、一旦出国し在外公館にて適切なビザを申請する必要があります。
6. **所持する外僑居留證の期限が切れ、やむを得ず再度留学ビザを申請される方は、①現在お持ちの外僑居留證（原本と裏表コピー1通）②台湾の大学の在学証明書　③台湾に入国後、台湾の所属先で就学を継続することがわかる大学発行の証明書（②、③はいずれも3ヶ月以内に台湾の大学から発行されたものであること。詳しくは所属先大学にお問い合わせをお願いします。）が必要になります。**

台北駐日經濟文化代表處横濱分處